

## ○重度心身障害児者医療費受給者証の更新について

重度心身障害児者医療費受給者証の有効期限は7月末日となっております。  
7月上旬に更新申請書を受給者の方にお送りしますので、7月中に更新の手続きを行ってください。

## ○重度心身障害者福祉手当の認定申請について

重度心身障害者福祉手当の認定期間は7月までとなっております。引き続き受給される方は、手続きが必要になります。現在受給中の方には、申請書をお送りしますので、7月中に認定申請を行ってください。  
また新たに認定要件に該当すると思われる方は、お問合せください。

**認定要件**

- ・身体障害者手帳1級・2級・3級、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のいずれかをお持ちの方
- ・在宅で年収120万円未満の方(18歳以上)

## ○障害のある65歳～74歳の方へ

～後期高齢者医療への加入を選択できます～  
「65歳以上で一定の障害のある方」は、後期高齢者医療制度に加入することができます。  
加入を希望される方は、申請が必要です。

以下の方は一定の障害があると認められます。

- ◆ 障害年金1級・2級を受けている方
- ◆ 身体障害者手帳1級・2級・3級をお持ちの方
- ◆ 身体障害者手帳4級をお持ちの方のうち、音声・言語、下肢機能障害の一部などの障害による手帳をお持ちの方
- ◆ 療育手帳Aをお持ちの方
- ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級・2級をお持ちの方

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

## 国民年金保険料免除等の申請について

保険料を納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる「保険料免除制度」や「納付猶予制度」が利用できます。令和5年度の免除等の受付は7月から開始され、令和5年7月分から翌年6月分までの期間を対象と

して審査を行いますので、住民課および支所・出張所にて申請手続きを行ってください。

また、申請ができる過去期間については、申請書を提出した日から2年1ヶ月前までとなります。申請を忘れていたために未納期間を有している方等は、一度、役場（住民課、支所、出張所）もしくは年金事務所へご相談ください。

お問合せ 住民課 ☎22-1701 / 中津地域振興課 ☎23-9503 / 美山地域振興課 ☎23-9505 / 寒川出張所 ☎58-0001

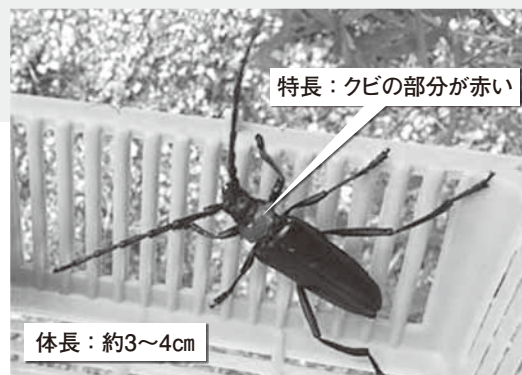
## 情報をお寄せください。 昆虫名：クビアカツヤカミキリ

近年、外国から侵入したクビアカツヤカミキリの発生が日本各地で問題となっていて、ウメ・サクラ等の樹木を中心に大きな被害を与えるため情報提供を呼びかけています。特に7～8月にかけて、幼虫が寄生した樹木周辺で多く見られます。樹種、農地を問わず、見かけた場合には、下記までご連絡をお願いします。



お問合せ 農業振興課 ☎22-2048

クビアカ情報



# 令和5年度厚生労働大臣特別表彰 朝間つる代さん（上越方） おめでどうござります

令和5年5月18日（木）に、日高振興局において、令和5年度厚生労働大臣特別表彰伝達式が行われ、朝間さんが長きにわたる民生児童委員を努められた功労者として表彰されました。  
朝間さんは、平成19年から過疎高齢化が著しい地域における一人暮らしの高齢者や生活困窮者等多岐にわたる相談を親身になって受けるなど、良き相談役として活動する一方、町民生児童委員協議会の監事や児童福祉部の副部長、美山地区の副代表を歴任され、誠実で温厚な人柄は他の委員からの信頼も厚く、模範となっていました。今回5期15年間の長きにわたる活動の功績が多大であったことにより表彰されました。



## 後期高齢者医療制度の被保険者証の色が「うすい緑色」から『みず色』に変わります



令和5年7月31日の有効期限満了に伴い被保険者証（以下、「保険証」という。）を更新いたします。新しい保険証は『みず色』です。7月中旬頃から順次、特定記録郵便にて郵送する予定となっております。

今回お届けする『みず色』の保険証はお手元に届き次第使えます。

それが届くまでは現在お持ちの保険証「うすい緑色」をご使用ください。（「うすい緑色」の保険証は8月1日以降使用できません。）

お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

### ○現在お持ちの保険証「うすい緑色」について

新しい保険証『みず色』がお手元に届き次第、「うすい緑色」の保険証は、下記お問合せ先にお越しの際にご返却いただくか、ご自分で細かく裁断するなどして、住所・氏名などが他人に知られないよう十分ご注意のうえ、処分してください。

※令和5年度住民税の課税所得等により、一部負担金の割合が変更になっている場合がありますのでご確認ください。

- 例① 今まで1割であった方が2割負担に変更となる場合↓  
「2割（令和5年7月31日までは1割）」と表示されます。
- 例② 今まで1割であった方が3割負担に変更となる場合↓  
「3割（令和5年7月31日までは1割）」と表示されます。